建設業者各位

青森県県土整備部長

平成24年度青森県入札・発注制度の改善について(通知)

本県の建設業行政については、平素からご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

県では、建設工事の発注に当たり、平成24年7月1日から下記のとおり取り扱う こととしましたのでお知らせいたします。(7月1日以降の指名通知案件に適用)

記

建設工事に係る入札における最低制限価格の一部改正について

建設工事競争入札参加資格審査の改正に伴い、建設工事に係る最低制限価格の算定方法を一部改正します。

(対 象) 設計額5千万円未満の県発注工事

(改正内容) 等級区分が4段階から3段階になることから、統合した区分の一般 管理費の割合を45%に改めます。

また、指名通知書の「〇級工事」を「〇級工事相当」に改めます。

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、次に掲げる額の合計額に消費税(5%)を加算した額とします。 ただし、上限は設計額の90%、下限は設計額の80%です。

- (1) 直接工事費の95%の額
- (2) 共通仮設費の90%の額
- (3) 現場管理費の80%の額
- (4)下表の区分に応じた一般管理費の割合を乗じた額

請負工事設計額		一般管理費	
土木一式工事及び	土木・建築一式工事以外の	の割合	
建築一式工事の場合	建設工事の場合	٥٥٥١١	
4,500 万円以上	1,500 万円以上	30%	
(特A級工事相当)	(A級工事相当)	30%	
1,000 万円以上 4,500 万円未満	300 万円以上 1,500 万円未満	45%	
(A級工事相当)	(B級工事相当)	45%	
1,000 万円未満	300 万円未満	50%	
(B級工事相当)	(C級工事相当)	30%	

30%

(参考)

建設工事に係る入札における最低制限価格の一部改正について (平成24年7月1日以降の指名通知案件に適用)

算定方法の新旧対照表

	現行		改正後	
	土木一式工事及び建築一式工事の	易合	土木一式工事及び建築一式工事の場	行
	工事等級	一般管理費の額に 乗じる割合	請負工事設計額	一般管理費の額に 乗じる割合
	44 /27	2.20/	4,500 万円以上	2.20/

工事等級	一般管理費の額に乗じる割合
特A級	3 0 %
A級	4 0 %
В級	4 5 %
C級	5 0 %

(A級工事相当)	4 5 %
1,000 万円未満 (B級工事相当)	5 0 %

土木・建築一式工事以外の建設工事の場合

工事等級	一般管理費の額に 乗じる割合
A級	3 0 %
В級	40%
C級	4 5 %
D級	5 0 %

土木・建築一式工事以外の建設工事の場合

(特A級工事相当)

1,000 万円以上 4,500 万円未満

請負工事設計額	一般管理費の額に 乗じる割合
1,500 万円以上 (A級工事相当)	3 0 %
300 万円以上 1,500 万円未満 (B級工事相当)	4 5 %
300 万円未満 (C級工事相当)	5 0 %

指名通知書の新旧対照表 (イメージ)

現行	改正後
1 工事番号 第 号	1 工事番号 第 号
2 工事名 (工事、 級工事)	2 工事名 (工事、 級工事相当)